

公 告

次のとおり**電力の供給**に係る条件付一般競争入札を執行するので、庄原市条件付一般競争入札実施要綱第6条の規定により公告する。

令和2年11月18日

庄原市長 木山 耕三

記

1. 入札物件

庄原市役所 総領支所庁舎 で使用する電力の供給

使用予定電力量 85,900kWh

供給場所 広島県庄原市総領町下領家280番地1

供給期間 令和3年4月1日から 令和4年9月30日まで

契約期間 契約締結の日から 令和4年9月30日まで

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

- ・本案件において設定している予定価格は、入札事後を含め非公表とする。
- ・本案件においては最低制限価格を設定しない。
- ・使用予定電力量は過去使用実績により算定した概算数値である。
- ・その他詳細事項は別紙「仕様書」、「電力使用量実績・使用予定電力量一覧表」、「中国電力㈱ ネットワークサービスセンターにおける事前調査回答内容」のとおり。

2. 入札に参加できる者の条件

次の事項のいずれにも該当する者であること。

- (1) 平成30・令和元・2年度庄原市物品購入等入札参加資格において「電力供給」の登録を有する者(申請書類の希望取扱品目一覧表において「電力供給」に印を付けられた申請者は、すべて「電力供給」に登録しています。)
- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者(次の①～⑦のとおり)
 - ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ② 契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
 - ③ 競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
 - ④ 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ⑤ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑥ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑦ 前各号の1に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により、更正手続開始の申立てをしていない者
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により、再生手続開始の申立てをしていない者

3. 入札の日程等

	日時等	注意事項
入札参加申請期限	令和2年12月8日(火) 17:00	「4. 入札参加申請時の提出書類」に示す内容を参照のこと。
入札参加資格審査結果通知	令和2年12月10日(木) 9:00~17:00	「5. 入札参加資格審査の結果」に示す内容を参照のこと。なお左記に示す日時より、早く通知する場合がある。
質疑書受付期限	令和2年12月14日(月) 17:00	質疑がある場合は様式第2号を用いて、左記の期限までに下記送付先まで件名を「庄原市役所 総領支所 庁舎で使用する電力の供給に係る入札への質疑」とし、電子メールにて質疑書を送付すること。 なお質疑は公告後順次受け付け、1社の質疑送付回数に上限は設けないものとする。 <送付先アドレス>keiyaku@city.shobara.lg.jp
質疑回答	質疑回答内容を作成した段階で順次行う	提出された質疑について、順次回答内容を庄原市ホームページ「入札・契約のページ」における本件の公告ページに掲載し、通知に代える。
入札書提出期限	令和2年12月21日(月) 17:00	「6. 入札書の提出方法」から「10. 入札保証金・契約保証金」に亘る事項を参照のこと。
開札日時等	令和2年12月22日(火) 9:00	落札者には庄原市から直接連絡する。 開札結果は庄原市ホームページに公表する。なおこの際、入札者名と入札価格(入札回数ごと)を公表する。

4. 入札参加申請時の提出書類

上記「3. 入札の日程等」の「入札参加申請期限」に示す期限までに、下記に示す書類を一式とし、下記「提出先」に直接書類を提出するか、郵送等すること。なお郵送等する場合は、申請期限までに必着のこと。申請期限を過ぎて到達した書類は、いかなる事由があっても受理しない。

なお、庄原市における電力供給入札案件の入札参加申請書を同日に2案件分以上提出する場合は、2案件分以上の書類を1つの封筒に入れて提出しても差し支えないこととする。

<提出書類一覧>

- ① 入札参加申請書(様式第1号)
- ② 電気事業法第2条の4第2項の規定による小売電気事業登録実施の通知の写し。
→ただし、これまで庄原市が執行した電力供給の入札において、上記通知の写しを提出したことがある者については、内容に変更がない場合、提出は不要とする。

<提出先>

庄原市役所 総務部 管財課 契約係(本庁舎3階)
〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号
tel:0824-73-1203(直通) fax:0824-72-3322

5. 入札参加資格審査の結果

上記「3. 入札の日程等」の「入札参加資格審査結果通知」に示す期間内に、入札参加資格申請書(様式第1号)に記された電子メールアドレスに対し、審査結果通知書を送付する。

なお入札参加資格を認定した者について、「2. 入札に参加できる者の条件」に定める条件を満たさなくなった場合は、入札参加資格を取り消すものとする。

6. 入札書の提出方法

入札書の提出方法は、つぎの2つの方法による。なお入札書の作成方法については、下記「7. 入札書類の作成方法」を参照のこと。

(1) 入札書を直接持参する

作成した入札書類を、下記提出先まで持参し提出すること。なおこの場合、代表者ではなく代理人が書類を持参する場合は、入札時に委任状(様式第5号)を提出すること。

入札書類は「3. 入札の日程等」の「入札書提出期限」に示す期限までに提出すること。提出期限を過ぎて提出された入札書類はいかなる事由があっても受理せず、入札を辞退したものとみなす。

(2) 入札書を郵送する

作成した入札書類を、下記提出先まで書留郵便により送付すること。なおこの場合、送付前に公告文書末に示す入札担当部署へ電子メールか電話にて連絡することとし、代表者ではなく代理人が書類を作成する場合は、入札時に委任状(様式第5号)を同封すること。

入札書類は「3. 入札の日程等」に示す提出期限までに必着させること。提出期限を過ぎて到達した入札書類は、いかなる事由があっても受理せず、入札を辞退したものとみなす。

※(1)、(2)に共通する事項

庄原市が入札参加資格を認めた後においても、入札を辞退することは可とする。この場合、指名除外措置等の辞退者が不利となる取り扱いは一切行わないものとする。

入札を辞退する場合は、下記問い合わせ先まで辞退届を提出すること。(辞退届は任意の様式とする。)

<入札書類の提出先>

庄原市役所 総務部 管財課 契約係(本庁舎3階)
〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号
tel:0824-73-1203(直通) fax:0824-72-3322

7. 入札書の作成方法

(1) 入札書の様式

入札書は様式第3号を用いて作成すること。

(2) 代理人が入札書を持参する場合の取り扱い

この場合、入札書に委任状を添えて提出する必要があるが、入札書に入札参加者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)並びに代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載し、その代理人が押印すること。

(3) 提出された入札書の取り扱い

一度当市に提出した入札書(郵便にて当市に到着したものを含む。)において、入札価格の訂正は認めない。

(4) 入札価格における消費税及び地方消費税の取り扱いについて

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか、免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札価格の積算方法と入札付属書の作成方法

入札参加者は、一切の諸経費を含めた契約希望金額を入札すること。

入札書には、各社において設定する契約電力に対する単価（仕様書に記載する力率における単価）及び使用電力量に対する単価を記載した入札付属書（様式第4号）を添付すること。

なお時間帯別に異なる使用電力量単価を使用する場合等、様式第4号では記入内容が不足する場合は、独自の様式にてこれを作成し、入札付属書とすること。この場合も、下記に示す端数処理方法等を適用し作成すること。

またこれらの単価に含めることができないような割引等を行う場合には、別に項目を作成し記載すること。（これらの項目も、契約電力に対する単価等と同様に各月ごとに記載するものとする。）

入札付属書に記載する「基本料金単価」、「電力量料金単価」、「契約期間合計金額」は、消費税及び地方消費税を含むものとし、「予定総額」は、「契約期間合計金額」の110分の100に相当する金額とすること。

なお入札付属書における価格の算定方法、1円未満の端数処理方法については、次のとおりとする。

- ① 「契約電力に対する単価」及び「使用電力量に対する単価」は、1円未満の端数を含めることができる
- ② 「契約電力に対する単価」と契約電力等によって算定される月ごとの基本料金分合計額について、1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数も含めて算定する。
- ③ 「使用電力量に対する単価」と使用予定電力量等によって算定される月ごとの電力量料金分合計額について、1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数も含めて算定する。
- ④ 上記②と③を合計して得られた月ごとの合計額について、1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数を切り捨てて算定する。
- ⑤ 「予定総額」について1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数を切り捨てて算定する。

(6) 再生可能エネルギー発電促進付加金等の取り扱い

入札価格の算定にあたっては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金並びに燃料費調整価格について、入札価格に含めないこと。

なお再生可能エネルギー発電促進付加金は経済産業大臣が定めた額に基づき定めるものとし、燃料費調整価格はみなし電気事業者特定小売供給約款料金算定規則に準じて定めるものとする。

(7) 入札書の封入方法

本件の入札回数は3回を限度とするので、入札回数に相応する3組の入札書及び入札付属書を作成し、入札回数別に封筒へ入れて封印すること。なおこの際、2回目の入札を行う場合は1回目の入札価格より金額を低くし、3回目の入札を行う場合は2回目の入札価格より金額を低くすること。（1回目のみ入札、1・2回目のみ入札も可とする。）

その封筒の表面に入札者の商号（名称）、入札施設名、入札回数を記載し、これら3通の封筒（内封筒）を別の1つの封筒（外封筒）に入れて二重封筒とし、表面に「庄原市役所 総領支所庁舎で使用する電力の供給に係る入札書在中」と記載し、封印すること。なお委任状を同封する場合は、外封筒に直接入れること。

なお庄原市における電力供給入札案件の入札書を同日に2案件分以上提出する場合は、2案件分以上の内封筒を1つの外封筒に入れて提出しても差し支えないこととする。この場合、外封筒には内封している内封筒分すべての入札名称を記載すること。

8. 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- ① 入札書記載金額と入札付属書の「予定総額」が一致していないとき。
- ② 入札付属書の積算内容に誤りがあるとき。
- ③ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- ④ 入札者が2以上の入札をしたとき。
- ⑤ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき。
- ⑥ 入札者が連合して入札をしたとき、その他入札に際して不正行為があったとき。
- ⑦ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- ⑧ 入札価格が訂正されているとき。
- ⑨ 再度の入札における入札価格が前回の入札額と同額であるとき

9. 開札・落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

本件は、供給期間において当市が設定した概算使用電力量における電力供給価格の総価において、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(2) 同価格の入札がある場合

落札となるべき同価格の入札をした者が2以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。なおくじ引きに出席しない又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行に関係のない庄原市職員がその者の代わりにくじを引くものとする。

(3) 再度入札

再度入札は2回までとする。(初回の入札を含めると3回。)

入札第1回目にて全社の入札額が予定価格を超過した場合は第2回目の入札に移行し、第2回目の入札でも全社の入札額が予定価格を超過した場合は、第3回目の入札に移行する。

(4) 入札・開札の中止

入札参加者が談合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止するものとする。

10. 入札保証金・契約保証金…免除する

11. 契約書の内容等

契約書の具体内容については、別紙「契約書(案)」を参照すること。

契約は、入札付属書に記載された基本料金及び電力量料金の単価(当該金額に1円未満の端数を含むことができる。)で行う。なおこの場合、落札者の示す電気料金体系等が「契約書(案)」と異なる場合は、契約書を落札者の料金体系等に合わせ、作成するものとする。

なお、契約書(案)の第2条第1項ただし書きに記しているとおり、本件の供給期間中において、消費税及び地方消費税の税率が変更された場合、発注者は当該変更後の税率に基づき増額又は減額された税額を負担するものとする。(変更契約は行わない。)

12. 電気料金の支払い

本件の落札者の区分により、下記のとおりとする。

- ① 本施設の電気料金の支払いについて、既に庄原市施設の電気料金支払いにおいて「データ

伝送による口座振替サービス」を適用している事業者が、現在本サービスの適用している施設を落札した場合

→「データ伝送による口座振替サービス」により毎月の電気料金の支払いを行う。

② 上記以外の場合

→落札者より振込書を受領し、毎月振込の手段により電気料金の支払いを行う。(口座振替は行いません。)

請求時に請求書の速報版を電子メールにより送信すること。

13. その他

(1) 本件入札は庄原市契約規則及び庄原市条件付一般競争入札実施要綱の規定による。

(2) 本件は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に基づくものであり、本件に係る令和3・4年度の予算が減額又は削除された場合には、本件入札に伴い締結した契約は解除するものとする。この場合において、庄原市は何ら責めを負わないものとする。

入札に関する問合せ先：庄原市 総務部 管財課 契約係

tel:0824-73-1203(直通) fax:0824-72-3322

e-mail:keiyaku@city.shobara.lg.jp

仕 様 書 (庄原市役所 総領支所庁舎)

区分	内容
需要場所等	広島県庄原市総領町下領家 2 8 0 番地 1
業種及び用途	事務所
供給電気方式	交流 3 相 3 線式
受電電圧	6, 600 V
標準電圧	6, 000 V
標準周波数	60 H z
受電方式	1 回線受電
契約電力	58 k W (ただし、その 1 月の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)
標準力率	100%
使用予定電力量	85, 900 k W h
使用期間	令和 3 年 4 月 1 日 0:00 から 令和 4 年 9 月 30 日 24:00 まで
検針方法	自動検針
電力量計 (自動検針装置)	中国電力株式会社の仕様による電力需給用複合機 (通信機能付)
需給地点	庄原市が設置した開閉器の電源側接続点
保安責任分界点	需給地点に同じ
財産分界点	需給地点に同じ
事故・災害時の 電力の確保	電力供給側の事故や災害により、庄原市役所 総領支所庁舎への電力供給が停止した場合には、他の電気事業者からの電力を確保することなどにより、業務に支障が生じることがないようにすること。
電気料金の支払者	本施設は庄原市の直営施設であり、庄原市が電気料金の支払いを行う
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・送配電事業を行っていない事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費については、送配電事業を行っていない事業者の負担とする。 ・その他必要な事項については、中国電力株式会社が定める託送供給約款による。 ・質疑回答内容については、仕様書の追補とみなす。

電力使用量実績・使用予定電力量一覧表

施設名 庄原市役所総領支所庁舎

1. 過去における電力使用量実績

年	月	使用電力量(kWh)	最大需要電力(kW)	力率
元	10	4,337	36	100%
元	11	4,085	33	100%
元	12	5,201	38	100%
2	1	5,419	43	100%
2	2	7,051	58	100%
2	3	5,974	50	100%
2	4	4,226	26	100%
2	5	3,295	13	100%
2	6	4,075	14	100%
2	7	4,572	25	100%
2	8	6,115	42	100%
2	9	4,639	35	100%

2. 供給契約期間における使用予定電力量

年	月	使用予定電力量(kWh)	力率
3	4	4,200	100%
3	5	3,300	100%
3	6	4,100	100%
3	7	4,600	100%
3	8	6,100	100%
3	9	4,600	100%
3	10	4,300	100%
3	11	4,100	100%
3	12	5,200	100%
4	1	5,400	100%
4	2	7,100	100%
4	3	6,000	100%
4	4	4,200	100%
4	5	3,300	100%
4	6	4,100	100%
4	7	4,600	100%
4	8	6,100	100%
4	9	4,600	100%
合計		85,900	

中国電力㈱ネットワークサービスセンターにおける事前調査回答内容

本件入札に付す施設については、下記のとおり中国電力㈱ネットワークサービスセンターより事前調査に関する検討結果を得ている。(回答内容を原文のまま掲載している。)

なお、「設備構成概要図」、「単線結線図」等の図面は、本件入札の落札者に示す予定である。

施設名：庄原市役所 総領支所庁舎

○検討結果

	検討結果概要
負担金対象工事	なし
工事費負担金	なし
所要工期	接続供給申込内容の承諾後、5週間
その他	<p>・検針につきましては自動検針とし、携帯端末装置を需要場所施設構内に設置させていただきます。設置場所については無償提供をお願いいたします。</p> <p>なお、携帯端末の通信状況によっては、別途協議させていただきます。</p> <p>・所要工期は5週間と回答しておりますが、接続供給契約の申込みが一定期間に集中した場合、供給開始についてご希望に添えない可能性もあります。</p> <p>つきましては、接続供給開始日の調整、協議等が必要となることもありますので、ご協力をお願いいたします。</p>

○工事概要と工事負担金の内訳

工事概要	工事内訳	工事費負担金 (円)	工期	備考
計量装置	供給電力量用計量器 工事	0.0	4週間	計器取替
通信設備	回線構成・自動検針 装置取付ほか	0.0	5週間	自動検針および同時同量監 視用回線工事
合 計		0.0	0.0	

○その他

同一系統での需要の変動等により、事前検討の回答が有効でなくなる場合もあります。